

VIII 障害者虐待防止対策等について

1. これまでの経緯

平成12年
児童虐待の防止等に関する法律成立

平成13年
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV防止法)成立

平成17年
厚生労働省「障害者虐待防止についての勉強会」

平成17年11月
高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律成立
附則2項

「高齢者〔65歳以下の者〕以外の者であつて精神上又は身体上の理由により養護を必要とするもの」(障害者等)に対する虐待の防止等のための制度については、速やかに検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする旨が定められた。

平成23年6月
障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律成立

平成24年10月 法律施行

* 全都道府県が「障害者権利擁護センター」の業務を開始。また、合わせて全市町村が単独又は複数の市町村で共同して「市町村虐待防止センター」の業務を開始。

2. 障害者虐待防止法の概要

目的

障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとつて障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み、障害者に対する虐待の禁止、国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もつて障害者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

定義

1 「障害者」とは、身体・知的・精神障害その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活・社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
2 「障害者虐待」とは、次の3つをいう。

- ①養護者による障害者虐待
- ②障害者福祉施設従事者等による障害者虐待
- ③使用者による障害者虐待

3 障害者虐待の類型は、次の5つ。（具体的要件は、虐待を行う主体ごとに微妙に異なる。）

- ①**身体的虐待**
(障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること)
- ②**放棄・放置**
(障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置等による①③④の行為と同様の行為の放置等)
- ③**心理的虐待**
(障害者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと)
- ④**性的虐待**
(障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること)
- ⑤**経済的虐待**
(障害者から不當に財産上の利益を得ること)

「養護者」とは

- ・「障害者を現に養護する者であつて障害者福祉施設従事者等及び使用者以外のもの」と定義。
- ・身辺の世話や身体介助、金銭の管理などを行っている障害者の家族、親族、同居人等が該当。
- ・同居していないても、現に身辺の世話をしている親族・知人などが養護者に該当する場合あり。

「障害福祉施設従事者等」とは

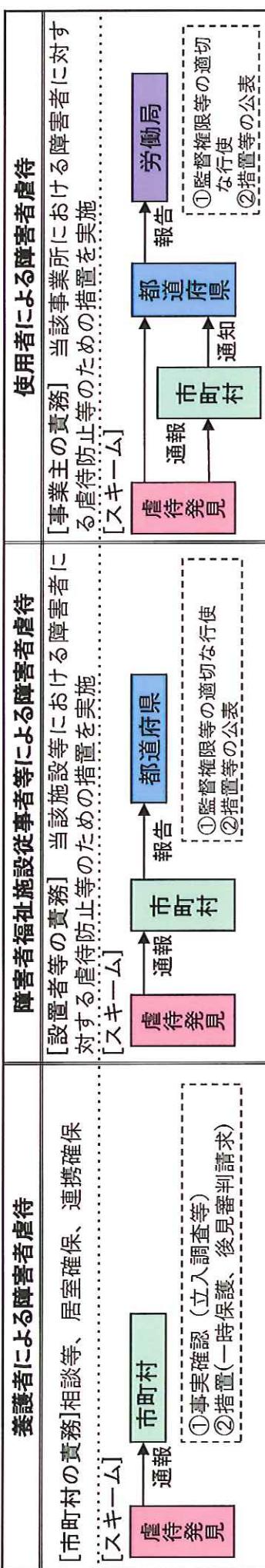
法律上の規定	事業名	具体的な内容
障害者福祉施設	・障害者支援施設 ・のぞみの園	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、共同生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び共同生活援助
障害福祉サービス事業等	・障害福祉サービス事業 ・一般相談支援事業及び特定相談支援事業 ・移動支援事業 ・地域活動支援センターを経営する事業 ・福祉ホームを経営する事業 (厚生労働省令で定める事業) ・障害児通所支援事業 ・障害児相談支援事業	* 障害児入所施設については、通報義務も含め児童福祉法で規定。

「使用者」とは

- ・障害者を雇用する事業主又は事業の経営担当者その他その事業の労働者に関する事項について事業主のために行為をする者。

虐待防止施策

- 何人も障害者を虐待してはならない旨の規定、障害者の虐待の防止に係る国等の責務規定、障害者虐待の早期発見の努力義務規定を置く。
- 「障害者虐待」を受けたと思われる障害者を発見した者に速やかな通報を義務付けるとともに、障害者虐待防止等に係る具体的スキームを定める。



- 3 就学する障害者、保育所等に通う障害者及び医療機関を利用する障害者に対する虐待への対応について、その防止等のための措置の実施を学校の長、保育所等の長及び医療機関の管理者に義務付ける。

その他

- 市町村・都道府県の部局又は施設に、障害者虐待対応の窓口等となる「市町村障害者虐待防止センター」。
【都道府県障害者権利擁護センター】としての機能を果たさせる。
- 市町村・都道府県は、障害者虐待の防止等を適切に実施するため、福祉事務所その他の関係機関、民間団体等との連携協力体制を整備しなければならない。
- 国及び地方公共団体は、財産上の不当取引による障害者の被害の防止・救済を図るため、成年後見制度の利用に係る経済的負担の軽減のための措置等を講ずる。
- 政府は、障害者虐待の防止等に関する制度について、この法律の施行後3年を中途に検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。

* 虐待防止スキームについては、家庭の障害児には児童虐待防止法を、施設入所等障害者には施設等の種類(障害者施設等、児童養護施設等、養介護施設等)に応じてこの法律、児童福祉法又は高齢者虐待防止法を、家庭の高齢障害者にはこの法律及び高齢者虐待防止法を、それぞれ適用。

通報義務の開始

■ 「障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに通報しなければならない。」

● 障害者福祉施設・事業所の場合

- ・モニタリングで行った施設で虐待を受けているのを感じた…
- ・施設の同僚が虐待していることを感じた…
- ・施設の管理者が職員から虐待の相談を受けた…

A施設

虐待を受けたと思
われる障害者を
発見した人

サービス管理者
責任者

施設管理者
長

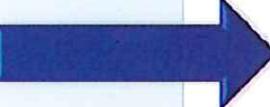
虐待を受けたと思
われる障害者を
発見した人



相談



相談



通報義務



通報義務

市町村障害者虐待防止センター

平成24年度 都道府県・市区町村における障害者虐待事例への対応状況等(調査結果)

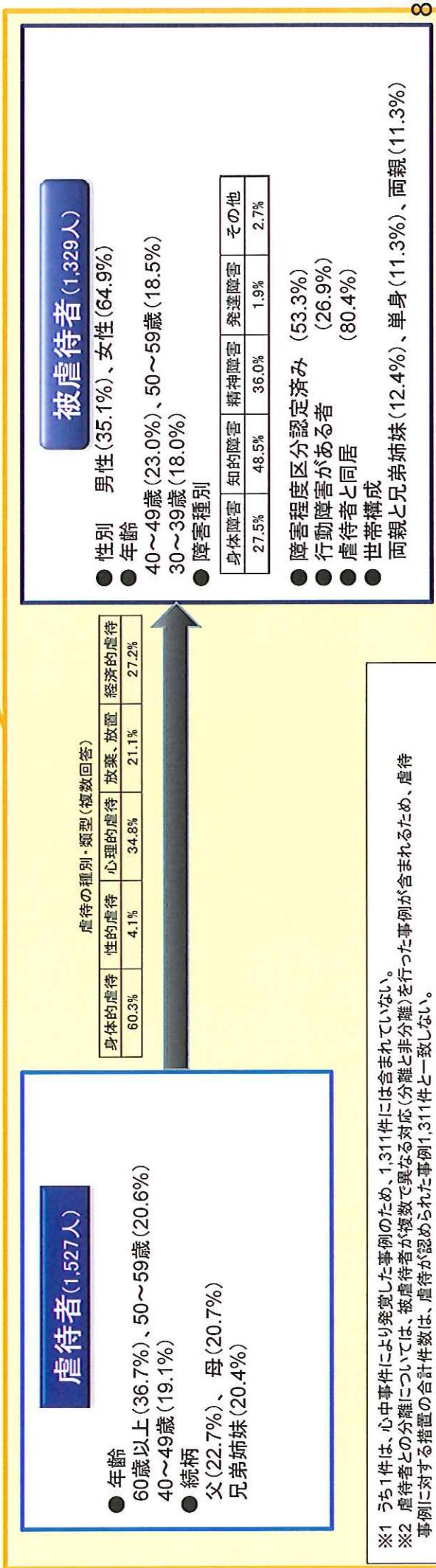
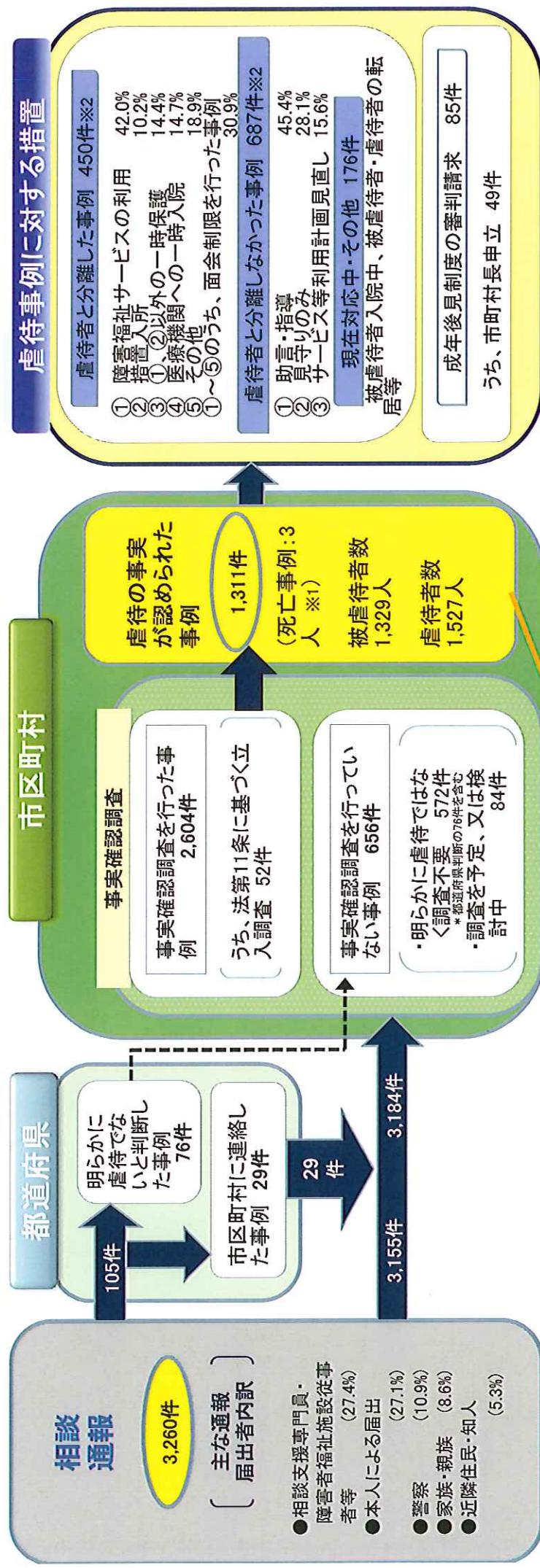
○平成24年10月1日に障害者虐待防止法施行(養護者、施設等職員、使用者による虐待)
 →平成25年3月末までの半年間ににおける養護者、施設職員等による虐待の状況について、
 都道府県経由で調査を実施。
 (※使用者による虐待については、6月に公表済み（大臣官房地方課労働紛争処理業務室）)

		使用者による障害者虐待	
		(参考)都道府県労働局の対応	
市区町村等への 相談・通報件数	3,260件	939件	303件
市区町村等による 虐待判断件数	1,311件	80件	133件 (事業所数)
被虐待者数	1,329人	176人	194人

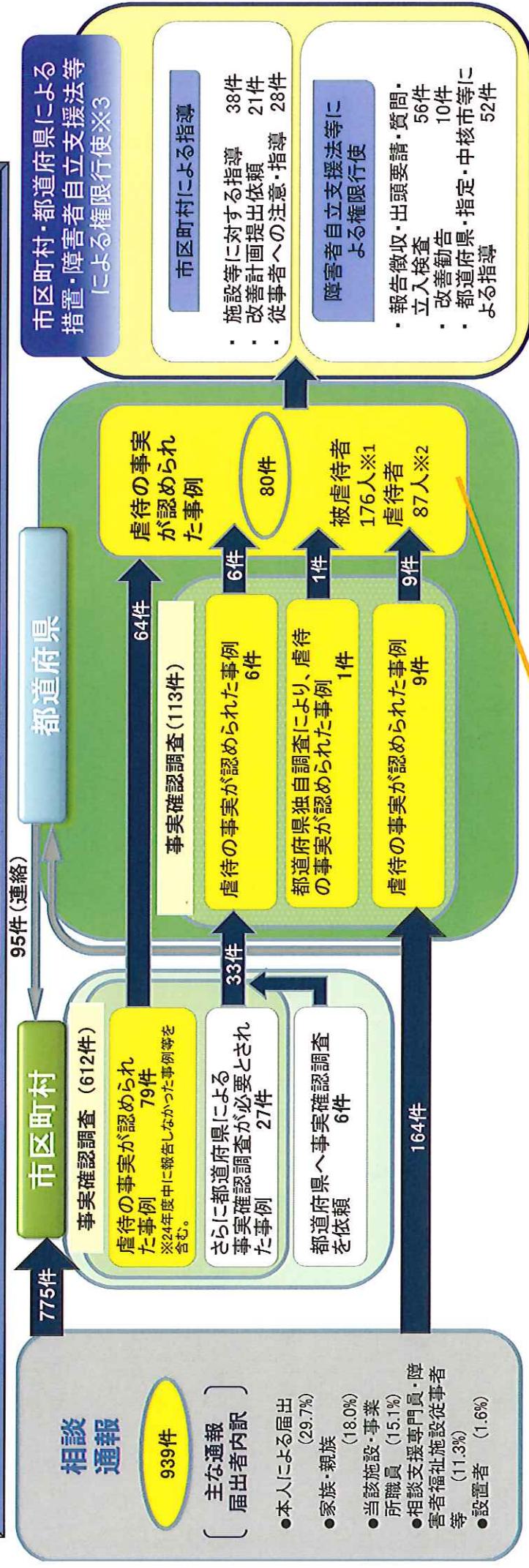
【調査結果(全体像)】

- 上記は、障害者虐待防止法の施行(平成24年10月1日)から平成25年3月31日までに虐待と判断された事例を集計したもの。
- 都道府県労働局の対応については、平成25年6月28日大臣官房地方課労働紛争処理業務室のデータを引用。

平成24年度 障害者虐待対応状況調査く養護者による障害者虐待



平成24年度 障害者虐待対応状況調査＜障害者福祉施設従事者等による障害者虐待＞



被虐待者 (176人)				
● 性別	男性 (67.0%)、女性 (33.0%)			
● 年齢	20～29歳 (27.3%)、30～39歳 (21.0%)、40～49歳 (15.9%)			
● 障害種別	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄・放置
	57.5%	12.5%	52.5%	8.8%
	7.5%			
虐待の種類・類型 (複数回答)				
● 職種	60歳以上 (21.8%)、50～59歳 (19.5%)			
● 生活支援員 (31.0%)				
● 管理者、その他従事者 (12.6%)				
● サービス管理責任者 (11.5%)				
● 設置者・経営者 (10.3%)				
● 共同生活介護	10	12.5%	1.3%	
● 就労移行支援	1	1.3%		
● 就労継続支援△型	7	8.8%		
● 就労継続支援□型	20	25.0%		
● 共同生活援助	4	5.0%		
● 地域活動センター	3	3.8%		
● 福祉ホーム	1	1.3%		
● 周囲支援サービス	1	1.3%		
● 放課後等デイサービス	1	1.3%		
● 合計	80	100.0%		

※1 不特定多数の利用者に対する虐待のため被虐待障害者が特定できなかつた2件を除く78件が対象。

※2 施設全体による虐待のため虐待者が特定できなかつた1件を除く79件が対象。

※3 平成24年度末までに行われたに措置及び権限行使。

平成25年度「使用者による障害者虐待の状況等」

【ポイント】

- 使用者による障害者虐待が認められた事業所は、253事業所※1。
虐待を行った使用者は260人。使用者の内訳は、事業主215人、所属の上司29人、所属以外の上司2人、その他14人。
- 虐待を受けた障害者は393人。
障害種別は、知的障害292人、身体障害57人、精神障害56人、発達障害4人※2。
- 使用者による障害者虐待が認められた場合に採った措置は389件※3。

【内訳】

- ① 労働基準関係法令に基づく指導等 341件 (87.7%)
(うち最低賃金法関係308件)
- ② 障害者雇用促進法に基づく助言・指導 37件 (9.5%)
- ③ 男女雇用機会均等法に基づく助言・指導 2件 (0.5%)
- ④ 個別労働紛争解決促進法に基づく助言・指導等 9件 (2.3%)

※1 障害者虐待が認められた事業所は、届出・通報の時期、内容が異なる場合には、同一事業所であっても、複数計上している。

※2 虐待を受けた障害者の障害種別については、重複しているものがある。

※3 1つの事業所で使用者による障害者虐待が複数認められたものは、複数計上している。

障害者施設入所者に虐待

障害児者支援施設「〇〇福祉センター」の男性職員（40）が11月27日に50歳代の男性入所者の頭をたたき、同28日には20歳代の男性入所者の頭をたたいた上、罵倒したという。2人にけがなどはなかったという。別の職員が目撃して発覚、同学園の職員数人で構成する虐待防止委員会で調査し、虐待と認定した。

学園は今月6日に〇〇市に報告。市は同日、施設を調査した上で、7日に県に報告した。男性職員は市の調査に対して「間違いない」と話しているという。市は今後、同学園に対し、再発防止策をまとめて書面で提出するよう求める。同学園の〇〇事務長は「入所者に申し訳ない。再発防止に向け、職員研修などを通じて虐待や暴力についての指導を徹底させたい」としている。

（2012年12月8日 読売新聞）

- 虐待防止委員会を設置し、正しく機能している
- 職員が虐待を報告できる組織風土
- 施設内調査に留めず、施設自らが行政に通報
- 事実を認め、誠実に対応

障害者虐待で調査 OO市の施設OO 「不適切な行為把握」

OO市の知的障害者施設で入所者への暴力、罵声が続いているとの通報を受け、施設職員らへの聞き取り調査を始めた。担当課長は「不適切な行為を把握している。人権意識に欠ける面がある」と話している。

問題になっているのは、社会福祉法人が運営する定員五十人の知的障害者更生施設。障害者虐待防止法(10月施行)に基づき、関係者が11月27日にOOと市に通報、受理された。

OO障害者施策推進部は立ち入り調査を始め、関係者に事情を聴いている。OOによると、不適切行為には命令口調や罵声、暴力を含むさまざまなレベルがあるとみており、調査結果が出次第、適切に対応するという。施設側の担当者は取材に「すべて弁護士に任せているのでノーコメント」と語った。(2012年12月6日 東京新聞)

介護福祉士が入居者を殴る

〇〇署と県警捜査1課などは7日、〇〇市の身体障害者支援施設に入所中の男性(76)を殴り骨折させたとして、傷害の疑いで**介護福祉士**、〇〇容疑者(29)を逮捕した。男性は骨折など複数のけがを繰り返しており、県警は**日常的に虐待があつた可能性もある**とみて慎重に調べている。

逮捕容疑者は、**2007年12月14日午後5時40分ごろ**、個室で寝たきりの男性を介助中、男性が言うことをきかなかつたため右腕などを拳で数回殴り、約80日間の右尺骨骨折の重傷を負わせた疑い。

「わざとけがをさせたわけではない」と容疑を否認しているという。県警によると、約1カ月前に**関係者からの相談で発覚**同施設を家宅捜索した。同施設を運営する社会福祉法人〇〇会は男性の骨折を把握していたが、虐待ではな**く事故として処理していた。**

同会は「逮捕容疑が事実であれば、当時の内部検証は甘く、管理体制についても問題があつたということになる。入所者本人や家族におわびするしかない」としている。
(2012年12月8日 長崎新聞)

ケース4

虐待否定する文書、入所者・職員に署名させる

○○県○○市の精神障害者施設「○○ホーム」の傷害事件で、逮捕された社会福祉法人「○○会」の元理事長○○容疑者(70)が、入所者と職員全員に「**虐待の事実はないかった」とする文書に署名、押印させていたことが施設関係者への取材でわかつた。県警○○署は図ろうとした疑いがあるとみて調べている。**

○○容疑者は、女性入所者(50)に暴行し、打撲などの軽傷を負わせたとして**傷害容疑で逮捕された**。

施設関係者によると、○○容疑者は、女性が同署に被害届を提出したことを探り、「虐待の事実がないことを職員、利用者ともに承認いたします」などとする文書への署名、押印を求め、入所者10人と職員5人が応じたという。

(2012年11月30日 読売新聞)

- 虐待の事実を隠蔽しようとした疑い → なぜ、職員が署名に応じてしまったのか？

ケース5

福祉施設の暴行、施設長が上司に虚偽報告

知的障害のある児童らの福祉施設「〇〇園」で、入所者の少年(19)が職員の暴行を受けた後に死亡した事件で、同園の施設長が2年前に起きた職員2人による暴行を把握したが、上司の〇〇福祉センター長に「不適切な支援(対応)はなかつた」と虚偽の報告をしていたことが27日、分かった。

県は同日、同園の指定管理者の社会福祉法人に対し、障害者総合支援法と児童福祉法に基づき、同園の新規利用者の受け入れを当分の間停止する行政処分と、**施設長を施設運営に関与させない体制整備の検討などを求め改善勧告を出した。**

県によると、施設長は11日の立ち入り検査時には「**暴行の報告はなかつた**」と説明。しかし、その後の県の調査に「**報告があつたことを思い出した**。聞き取り調査したが虚待はなかつた」と証言を覆した。

さらに、県が詳しく事情を聴くと、施設長は「**もう1つ報告があつたことを思い出した**」として、平成23年12月に職員4人が虐待をしたとの報告があつたと証言。このうち2人が暴行したと判断し、24年1月に口頭注意したことを認めた。その後、施設長はセンター長に「不適切な支援はなかつた」と事実と異なる報告をしたが、県は理由について「現時点では施設長に聞いていない」としている。

県はこれまでに、**同園の元職員5人が少年を日常的に暴行していたことを確認**。別の職員3人も暴行した疑いが判明している。25、26日の3回目の立ち入り検査では、新たに**職員1人の暴行が確認された**ほか、同園や関連の障害者施設「〇〇園」の職員計2人が入所者に暴行した疑いも浮上した。

(2013年12月27日 産経ニュース)

深刻な虐待事案に共通する事柄

- 利用者の死亡、骨折など取り返しのつかない被害
- 複数の職員が複数の利用者に対して長期間に渡り虐待
- 通報義務の不履行
- 設置者、管理者による組織的な虐待の隠ぺい
- 事実確認調査に対する虚偽答弁
- 警察の介入による加害者の逮捕、送検
- 事業効力の一部停止等の重い行政処分
- 行政処分に基づく設置者、管理者の交代
- 検証委員会の設置による事実解明と再発防止策の徹底

障害者福祉施設従事者等による障害者虐待防止の徹底

(1) 管理者の虐待防止研修受講を徹底

- ・都道府県で研修未受講の施設・事業所の管理者を把握
- ・研修未受講の管理者に対する受講勧奨

(2) 虐待防止に対する組織的な取り組み強化

- ・虐待防止委員会の設置推奨
- ・虐待防止マネジャーコース受講者は伝達研修用冊子を用いた伝達研修の実施を都道府県に報告(確実な実施)
- ・(3) 都道府県、市町村職員の聞き取り調査技術の強化
 - ・虐待の被害者や目撃者に対する面接技術の向上
- ・(4) 市町村・都道府県マニュアル、施設・事業所の手続き改訂
 - ・関連施策の改訂等の反映
 - ・深刻な虐待事案の検証委員会報告書の教訓を反映

(参考)千葉県袖ヶ浦福祉センターにおける虐待事例について

【事案の概要】昨年11月 上記セントラル(千葉県社会福祉事業団が指定管理者として運営)の利用者が、職員から暴行を受けた後、病院に救急搬送され死亡

(* 本年3月11日：当該職員は傷害致死容疑で逮捕)

→これを受け、千葉県が関連施設に立入検査を実施。

福祉施設元職員逮捕

千葉 入所者暴行死の疑い

【事件】昨年11月、千葉県立福祉センター「盛岡園」(千葉県袖ヶ浦市盛岡)で、少年(19歳)が職員から暴行を受け、2日後に死亡した事件で、千葉警察は11月、同施設元職員(23歳)を傷害致死容疑で逮捕した。発表によると、行方容疑者は同施設の職員だったため、施設内のソファに横になっていた少年の胸を数回蹴り、2日後死亡させた疑い。調べに対し、「殴りでいた」というふうながつたと判断した。

【調査結果】死因は脳膜炎だった。暴力行為が司法解剖した結果、脳に穴が開いており、死因は脳膜炎だった。

【調査結果】死因は脳膜炎だった。暴力行為が司法解剖した結果、脳に穴が開いており、死因は脳膜炎だった。

※ 確認された状況(平成16年度から平成25年度まで10年間)

- | | | |
|-------------------|-----|-----------|
| ・ 身体的虐待(暴行)を行った職員 | 11人 | (被虐待者17人) |
| ・ 性的虐待 | 2人 | (被虐待者2人) |
| ・ 心理的虐待 | 3人 | (被虐待者4人) |
| 合計(実人数) | 15人 | 被虐待者 23人 |
- (* この他に、虐待を行った疑義のある者 3人)

法人・施設等における虐待防止委員会の例

100

虐待防止委員会

委員長：管理者
委員員：虐待防止マネジャー
(サービス管理責任者等)
看護師・事務長
利用者や家族の代表者
苦情解決第三者委員など

- 虐待防止委員会の役割
- 研修計画の策定
- 職員のストレスマネジメント・苦情解決
- チェックリストの集計、分析と防止の取組検討
- 事故対応の総括
- 他の施設との連携 等

各部署・事業所

各部署の責任者
サービス管理責任者など

虐待防止マネジャー

各部署の責任者
サービス管理責任者など

事業所

各部署の責任者
サービス管理責任者など

虐待防止マネジャー

- 虐待防止マネジャーの役割
- 各職員のチェックリストの実施
- 倫理綱領等の浸透、研修の実施
- ひやり・ハット事例の報告、分析等

職員

職員

職員

職員

職員

職員

- 虐待防止マネジャーの役割
- 各職員のチェックリストの実施
- 倫理綱領等の浸透、研修の実施
- ひやり・ハット事例の報告、分析等

職員

職員

職員

虐待防止のための委員会の3つの役割

第1 「虐待防止のための体制づくり」

- ・虐待防止マニュアルやチェックリスト、掲示物等ツールの整備

第2 「虐待防止のチェックとモニタリング」

- ・チェックリストにより各職員が定期的に点検結果を虐待防止マネージャー(サービス管理責任者)により管理者と委員会に報告

・発生した不適切な対応事例の状況、苦情相談の内容、職員のストレスマネジメントの状況についても報告

- ・虐待発生リスクの場面、またその要因について検討
- ・具体的な改善策(職員の研修計画、各部署の改善計画など)を講じる

第3「虐待(不適切な対応事例)発生後の対応と総括」

- ・虐待などが生じた場合の早期対応について、マニュアルに沿って検証と総括を行う

＜虐待防止チェックリスト 施設用＞

「障害者福祉施設・事業所における障害者虐待の防止と対応の手引き」（平成24年9月）

1. 規定、マニュアルやチェックリスト等の整備

- ① 倫理綱領、職員行動規範を定め、職員への周知ができる。
- ② 虐待防止マニュアルやチェックリスト等について、職員に周知徹底すると共に活用している。
- ③ 緊急やむを得ない場合の身体的拘束等の手続き、方法を明確にし、利用者や家族に事前に説明を行い、同意を得ている。
- ④ 個別支援計画を作成し、適切な支援を実施している。
- ⑤ 利用者の家族から情報開示を求められた場合は、いつでも応じられるようにしている。

2. 風通しの良い職場環境づくりと職員管理体制

- ① 職員会議等で情報の共有と職員間の意思疎通が図られている。
- ② 上司や職員間のコミュニケーションが図られている。③ 適正な職員配置ができる。

3. 職員への意識啓発と職場研修の実施

- ① 職員への人権等の意識啓発が行われている。② 職場での人権研修等が開催されている。
- ③ 職員の自己研さんの場が設けられている。

4. 利用者の家族との連携

- ① 利用者の家族等と定期的に連絡調整が図られている。② 利用者の家族と支援目標が共有できている。
- ③ 職員として利用者の家族から信頼を得られている。

5. 外部からのチェック

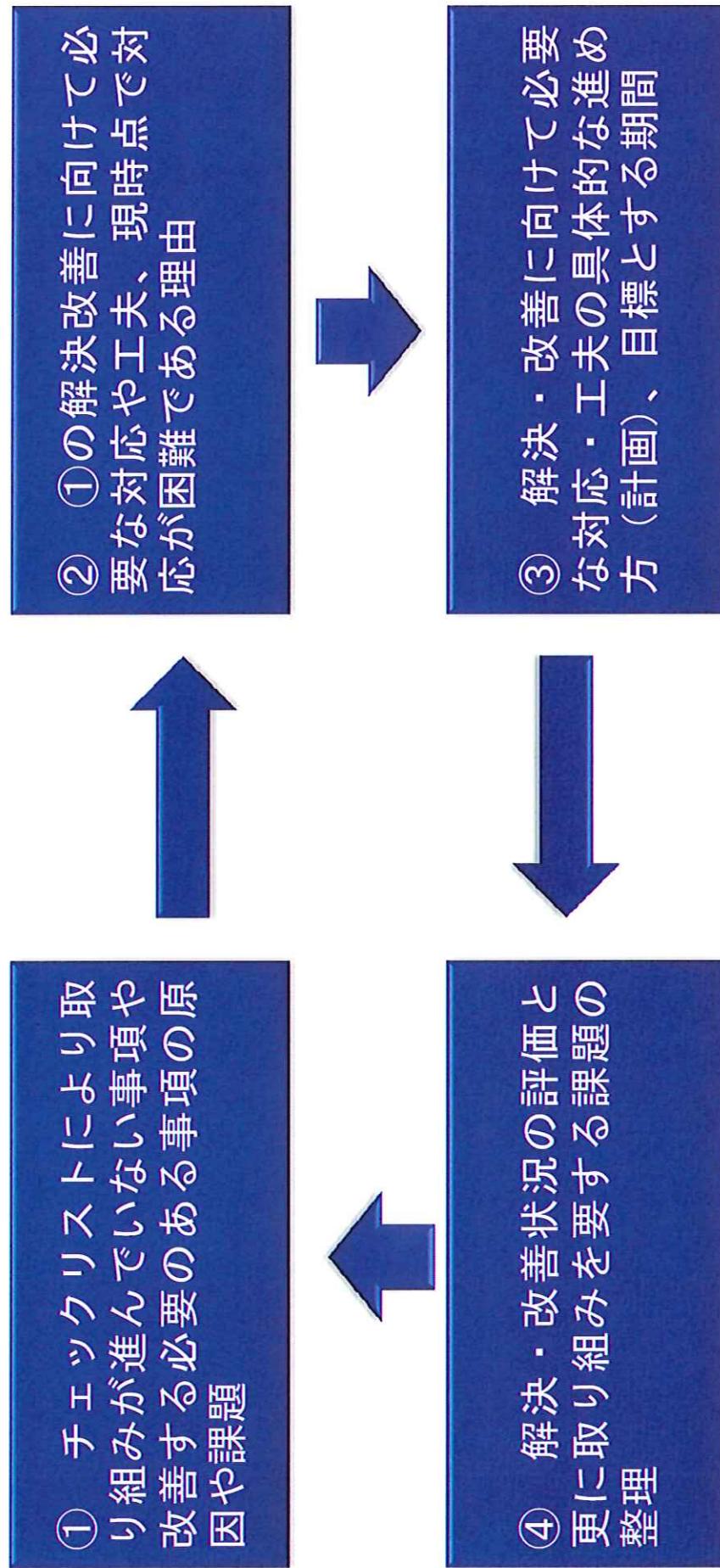
- ① 虐待の防止や権利擁護について、外部の専門家らによる職員の評価、チェックを受けている。
- ② 施設事業所の監査において、虐待防止に関するチェック等を実施している。
- ③ 地域ボランティアの受け入れを行っている。
- ④ 実習生の受け入れや職場見学を随時受けている。

6. 苦情、虐待事案への対応等の体制整備

- ① 虐待防止に関する責任者を定めている。
- ② 虐待防止や権利擁護に関する委員会を施設内に設置している。
- ③ 職員の悩みを相談できる相談体制を整えている。
- ④ 施設内で虐待事案の発生時の対処方法、再発防止策等を具体的に文書化している。

自己チェック表とPDCAサイクルの活用

チェック後は、次のような「点検シート」に書き込んで結果を振り返りましょう。これ以外の方法でも構いません。課題を見つけて解決・改善につなげることが、点検の最大の目的です。



「障がいのある人の尊厳を守る虐待防止マニュアル」一般社団法人 大阪府知的障害者福祉協会、2010年

チェックリストの例：「障害者虐待防止の手引き(チェックリスト)Ver.3」
全国社会福祉協議会 <http://www.shakyo.or.jp/research/12check.html>

千葉県社会福祉事業団問題等第三者検証委員会最終報告書

(26年8月：抜粋)

「施設においては、職員に対する虐待防止・権利擁護に関する研修を実施するとともに、虐待防止委員会を設置するなど、形の上では虐待防止体制を整備していました。しかし、虐待が疑われる場合、市町村等への通報が求められているにもかかわらず、それを前提とした虐待防止体制が作られていなかつた。また、一部の職員は障害特性や行動障害のみならず、権利擁護についての理解が不足していた。幹部職員も、虐待防止に向け具体的な対策を探ろうとする意識が欠けていた。」

「幹部は支援現場にほとんど足を運ばず、職員との意思疎通や業務実態の把握も不十分であった。」「一部幹部は虐待や疑惑について『なるべく相談・報告しないようにしよう』という雰囲気を蔓延させなど、虐待防止体制が機能不全に陥つたと考えられる。一連の虐待問題に係る幹部の責任は重大である。」

「上司に相談しにくいくらいの雰囲気、また『相談しても無駄』といふ諦めがあつた」「職員個人が支援現場における課題や悩みを抱え込まず、施設(寮)内で、あるいは施設(寮)を超えて、相談・協力し合える職場環境が築かれていなかつたと言える。」

職場のストレスに気づくためのツール

5分でできる職場のストレスチェック

5分でできる職場の ストレスチェック

4つのSTEPによる簡単な質問から、
あなたの職場におけるストレスレベルを測定します。
質問は全部で57問です。(所用時間約5分間)
はじめに性別を選んでください。

男性

女性

このコンテンツは、厚生労働省「職業性ストレス簡易調査票ファードバックプログラム」に基づいて、制作致しました。

こころの耳



<http://kokoro.mhlw.go.jp/check/>

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業所等の人員、設備及び運営に関する基準について（抜粋）
(平成18年12月6日障発第1206001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)

(20) 運営規程(基準第31条)
指定居宅介護の事業の適正な運営及び利用者に対する適切な指定居宅介護の提供を確保するため、基準第31条第1号から第9号までに掲げる事項を内容とする規程を定めることを指定居宅介護事業所ごとに義務付けたものとする。なお、同一事業者が同一敷地内にある事業所において、複数のサービス種類について事業者指定を受け、それらの事業を一体的に作成することも差し支えない(この点については他のサービス種類についても同様とする)。

①～④ 略

⑤ 虐待の防止のための措置に関する事項(第8号)

居宅介護における「虐待の防止のための措置」については、「障害者(児)施設における虐待の防止について」(平成17年10月20日障発第1020001号当職通知)に準じた取扱いをすることとし、指定居宅介護事業者は、利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応が図られるための必要な措置について、あらかじめ運営規程に定めることがある。具体的には、

- ア 虐待の防止に関する責任者の選定**
- イ 成年後見制度の利用支援**
- ウ 苦情解決体制の整備**
- エ 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施** (研修方法や研修計画など)等を指すものであること

(以下、他のサービス種類についても同趣旨)

(身体拘束等の禁止)

第四十八条 指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他の利用者の行動を制限する行為(以下「**身体拘束等**」)という。)を行ってはならない。

2 指定障害者支援施設等は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他**必要な事項を記録しなければならない**。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準(厚生労働省令第172号)
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(厚生労働省令第171号)にも同様の規定あり。

身体拘束の廃止に向けた取り組み

障害者虐待防止法では、「正当な理由なく障害者の身体を拘束することは身体的虐待に該当する行為とされています。身体拘束の廃止は、虐待防止において欠くことのできない取り組みといえます。

やむを得ず身体拘束を行うときの留意点

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準」等には、**緊急やむを得ない場合を除き身体拘束等を行ってはならない**とされています。さらに、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに**緊急やむを得ない理由その他必要な事項**を記録しなければならないとされています。

緊急やむを得ない場合は…

- ① 切迫性 利用者本人又は他の利用者等の生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が著しく高いことが要件となります。
- ② 非代替性 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないことが要件となります。
- ③ 一時性 身体拘束その他の行動制限が一時的であることが要件となります。

やむを得ず身体拘束を行うときの手続き

- ① 組織による決定と個別支援計画への記載
やむを得ず身体拘束を行うときは、**個別支援会議などにおいて組織として慎重に検討・決定する必要があります。**この場合、管理者、サービス管理者責任者、運営規程に基づいて選定されている虐待の防止に関する責任者など、支援方針について権限を持つ職員が出席していることが大切です。
身体拘束を行う場合には、**個別支援計画に身体拘束の様態及び時間、緊急やむを得ない理由を記載します。**これは、会議によつて身体拘束の原因となる状況の分析を徹底的に行い、身体拘束の解消に向けた取組方針や目標とする解消の時期などを統一した方針の下で決定していくものですが。ここでも、利用者個々人のニーズに応じた個別の支援を検討することが重要です。
- ② 本人・家族への十分な説明
身体拘束を行う場合には、これらの手続きの中で、適宜利用者本人や家族に十分に**説明をし、了解を得ることが必要です。**
- ③ 必要な事項の記録
また身体拘束を行った場合には、**その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記録します。**

2. 身体拘束としての行動制限について

障害者支援施設等において、特に行動障害のある利用者が興奮して他の利用者を叩く、咄みづくなどの行為や自身の顔面を強く叩き続けるなどの行為があるときには、やむを得ず利用者を居室に隔離したり、身体を拘束したりするなどの行動制限を行わざるを得ない場面があると思います。そのような場合に、やむを得ず行動制限をする必要があつたとしても、その必要性を慎重に判断するとともに、その範囲は最小限にしなければなりません。また、判断に当たっては適切な手続きを踏む必要があります。

しかし、職員の行動障害に対する知識や支援技術が十分でない場合、対応方法が分からずに行動制限をすることに頼ってしまうこともあります。行動制限をすることが日常化してしまうと「切迫性」「代替性」「一時性」のいずれも該当しなくなり、いつの間にか身体的虐待を続けている状態に陥つていたといったことにもなりかねません。職員の行動障害に対する知識や支援技術を高め、行動制限や身体拘束の解消に向けての道筋を明確にして、職員全体で支援の質の向上に取り組む必要があります。

障害保健福祉関係主管課長会議資料 平成25年2月25日
強度行動障害を有する支援者等に対する支援者的人材育成について

强度行動障害を有する者は、自傷、他害行為など、危険を伴う行動を頻回に示すことを特徴としており、このため、現状では事業所の受け入れが困難であったり、受け入れ後の不適切な支援により、利用者に対する虐待につながる可能性も懸念されている。

一方で、施設等において適切な支援を行うことにより、他書行為などの危険を伴う行動の回数が減少するなどの支援の有効性も報告されており、**强度行動障害にに関する体系的な研修が必要**とされている。このため、平成25年度に、研修の普及を通じて、適切な支援を行う職員の人材育成を進めることを目的として、指導者を養成することとした。また、平成25年度予算案において実施することとした。また、都道府県が実施する强度知的障害者を支援する者等を支援する職員を養成するための研修事業を都道府県地域生活支援事業のメニュー項目として盛り込んだところであるので、積極的な取り組みに努められた。

障害保健福祉関係主管課長会議資料 平成26年3月7日
强度行動障害支援者養成研修について

强度行動障害を有する者に対する支援については、平成25年度に、支援者に対する研修として、强度行動障害支援者養成研修事業(以下、「基礎研修」という。)を都道府県地域生活支援事業の「メニュー項目に盛り込んだところである。この基礎研修の指導者を養成するための研修を独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園(以下「のぞみの園」という。)において実施しているところであるので、活用を図られた。

また、各事業所での適切な支援のために、適切な支援計画を作成することが可能な職員の育成を目的とし、サービス管理責任者等に対するさらに**上位の研修(以下「実践研修」という。)を実施**するため、平成26年度予算案において、各都道府県の支援者に対する実践研修を都道府県地域生活支援事業のメニュー項目に盛り込んだところである。実践研修についても、平成26年度より、指導者を養成するための研修をのぞみの園で実施する予定であるので、積極的な取り組みに努められたい。

【参考(平成24年度)】

【現状】

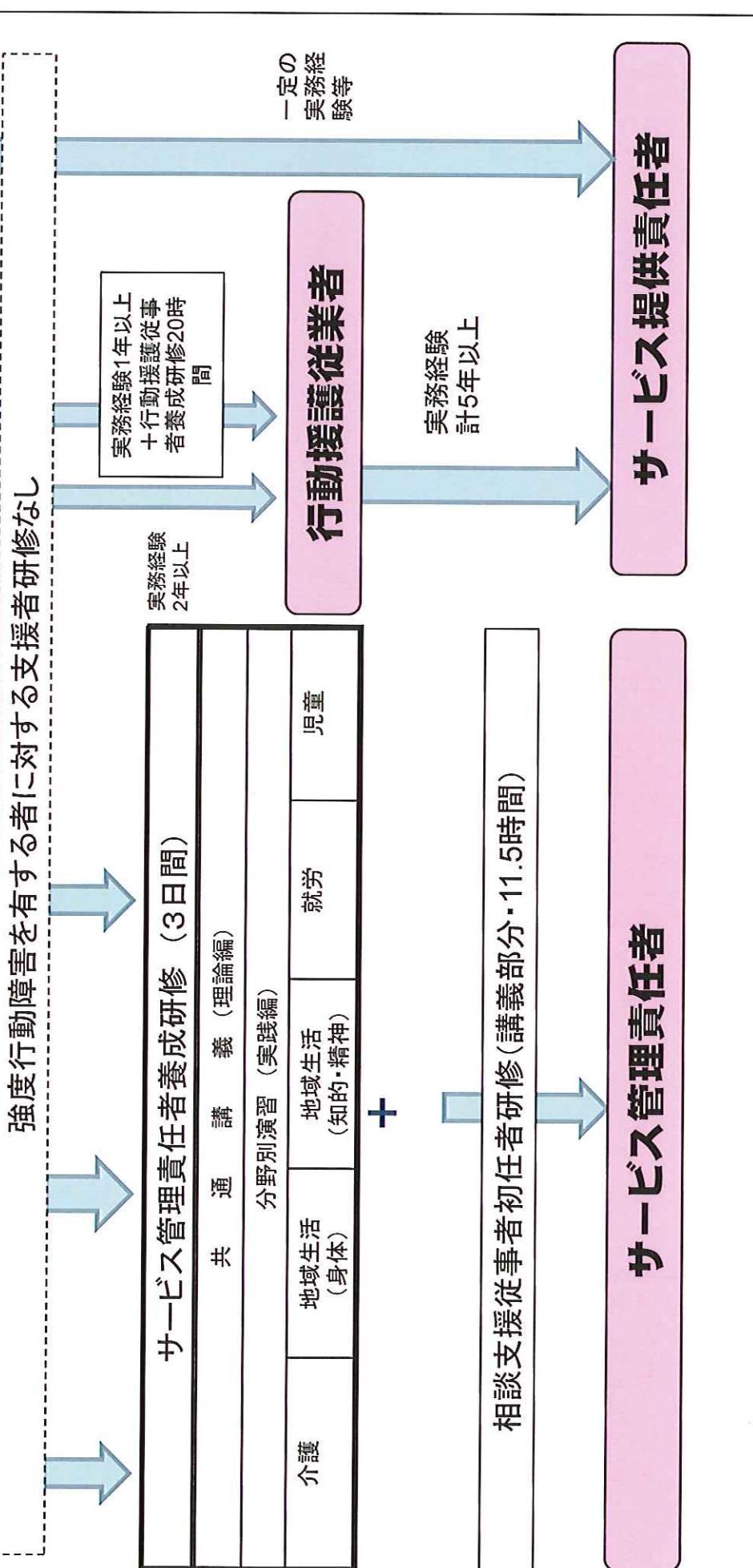
入所職員

GH・CH
職員

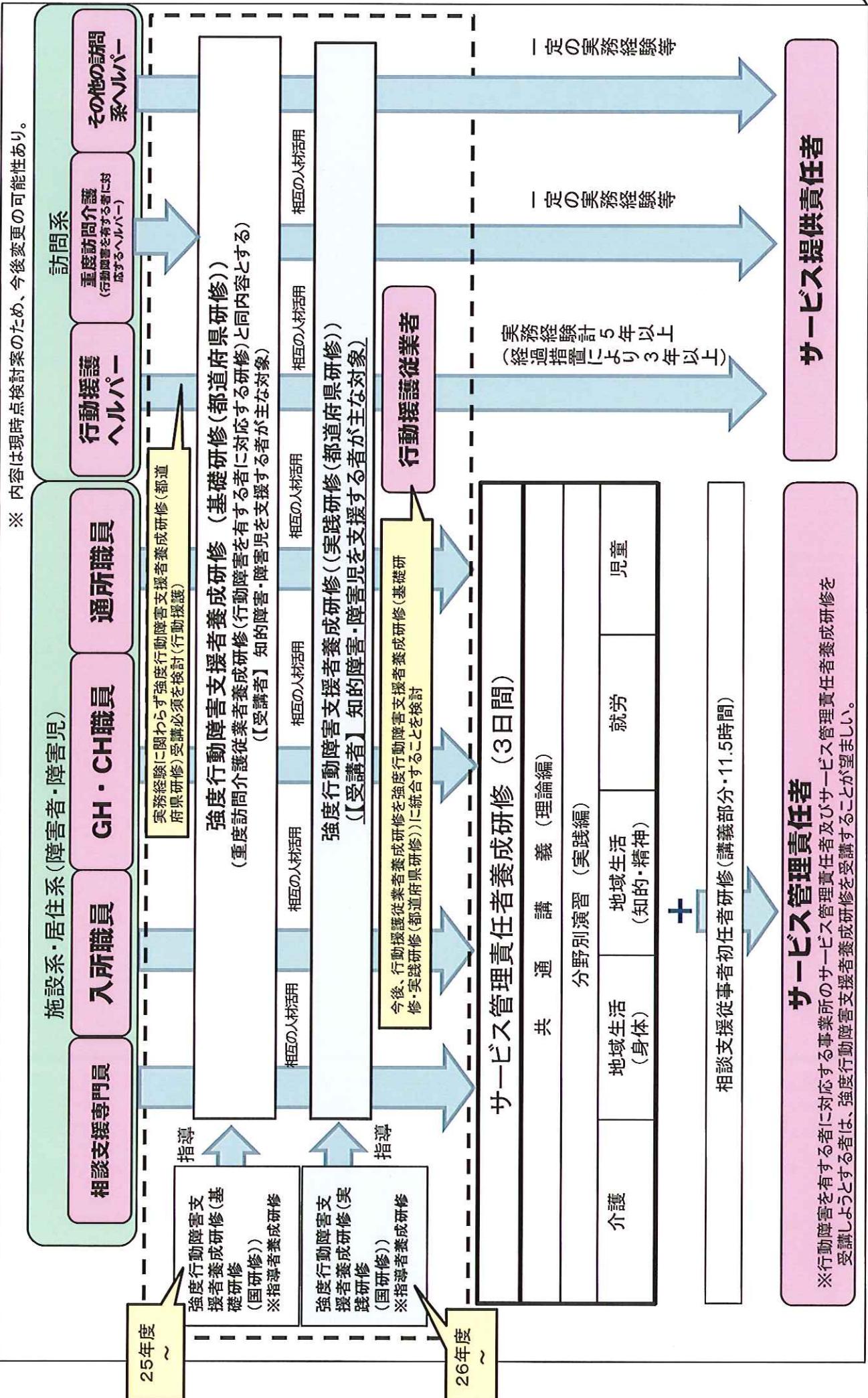
通所職員

行動援護
ヘルパー

その他の訪問
系ヘルパー



(平成26年度) 強度行動障害に対応する職員の人材育成の充実について



今後の強度行動障害者への支援体制整備（イメージ）

1. 専門的な人材の育成
 - (1) 虐待防止・身体拘束廃止の観点から
 - (2) 強度行動障害への対応を中心とした研修体系
2. 訪問系サービスの普及拡大、質の向上
(行動援護、重度訪問介護)
3. 施設、通所等の拠点型サービスの人材育成機能の地域展開

強度行動障害支援の実施
養成研修

1 人材育成や研修、職場環境、職員配置

(1) 職員の資質や職場環境の問題

虐待(暴行)の原因の一つには、個人の問題として、支援スキルが不十分であります。また、虐待防止につきいての基礎的知識ががない、と言うことが挙げられる。このため、支援に行き詰まり、行動障害を抑えるために暴行に至った面があることは否定できない。

例えば養育園第2寮の暴行した5人は、更生園で実施されているような行動障害に係る専門研修や、虐待防止に関する研修をほとんど受けしていないかった。また、支援に行き詰まりがけで、始めた段階で、始めは緊急避難的な過剰防衛としての力を行使していたと考えられるが、だんだんとその方が通常の支援よりも楽だと思い、通常の適切な支援の実施に努めずには、容易に暴行を行うことを繰り返していった。

さらに、このような支援方法が、何人かの新たに配属された職員に容易に伝達したと考えられる。周りが安易な方法(暴行)を探っているから自分も安易な方法を、と、つまり、周りがやっているから自分がやつても大丈夫だ、と感覚が幼稚化、そして麻痺し、負の連鎖が発生したものと考えられる…

障害保健福祉関係主管課長会議資料 平成26年3月7日

地域における強度行動障害を有する者に対する 体制の強化について

平成26年4月から、重度訪問介護の対象拡大により、在宅の行動障害を有する者が利用できる障害福祉サービスに重度訪問介護が加わることとなる。これにより、在宅の行動障害を有する者の支援に携わる相談支援、行動援護、重度訪問介護等の事業所間の連携や発達障害者支援センターによるこれらの事業者に対するコンサルテーション等も重要なことから、都道府県及び指定都市においては、発達障害者支援体制における発達障害者地域支援マネジャーを活用するなど、地域支援体制の強化にご留意いただきたい。

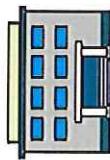
発達障害者支援センターの地域支援機能強化

発達障害については、支援のためのノウハウの普及が十分に行われていないため、各地域における支援体制の確立が喫緊の課題となっていることから、市町村・事業所等支援、医療機関との連携や困難ケースへの対応等について、地域の中核である発達障害者支援センターの地域支援機能の強化を図り、支援体制を整備するとともに発達障害のある方の社会参加を促す。

発達障害者支援センター

(地活事業)

(課題)
中核機関としてセンターに求められる市町村・事業所等のバックアップや困難事例への対応等が、センターへの直接の相談の増加等により十分に発揮されていない。



職員配置: 4名程度

- 相談支援(来所、訪問、電話等による相談)
- 発達支援(個別支援計画の作成・実施等)
- 就労支援(発達障害児(者)への就労相談)
- その他研修、普及啓発、機関支援

都道府県等

発達障害者支援体制整備(地活事業)

- 発達障害者支援体制整備検討委員会
- 市町村・関係機関及び関係施設への研修
- アセスメントツールの導入促進
- ペアレントセンター(コーディネータ)



(新規) 地域支援体制マネジメントチーム

体制整備支援(2名)

- 全年代を対象とした支援体制の構築
- (求められる市町村の取組)
 - ①アセスメントツールの導入
 - ②個別支援ファイルの活用・普及



事業所等 (新規) 困難ケース支援(2名)

- 困難事例の対応能力の向上
- (求められる事業所等の取組)
 - ①対応困難ケースを含めた支援を的確に実施

地域支援機能の強化へ

(現行) 地域支援体制サポート

*サポートコーチ2名分を積算
一部新規
(4名分)

発達障害者地域支援マネジャーの配置: 6名程度

*原則として、センターの事業として実施
*地域の実情に応じ、その他の機関等に委託可

医療機関 (新規) 医療機関との連携(2名)

- 身近な地域で発達障害に関する適切な医療の提供
- (求められる医療機関の取組)
 - ①専門的な診断評価
 - ②行動障害等の入院治療



発達障害のある方の社会参加を促す

- (経済財政運営と改革の基本方針)

意欲ある全ての人々が就労などにより社会参加できる環境の整備

- (日本再興戦略) JAPAN is BACK)

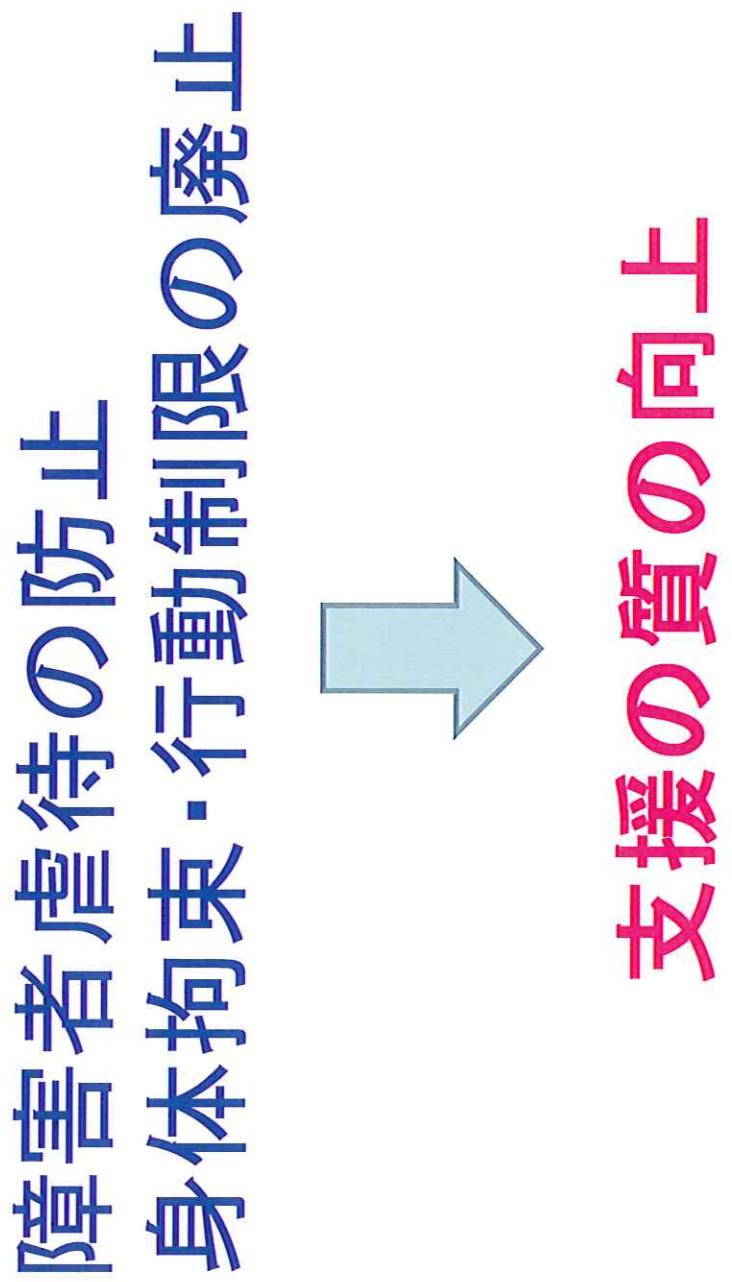
人材力の強化、障害者の就労支援を始めとした社会参加の支援を推進



平成26年7月9日提出資料 「障害児支援の在り方にに関する検討会」報告書(案)

……また、自傷、他害行為など、危険を伴う行動を頻回に示すことを特徴とした行動障害は、障害特性を理解した適切な支援を行うことにより減少することが報告されている。施設等においては、行動障害に対応した加算が算定されているが、虐待事案において行動障害を有する者が被虐待者となる事案も少くない。平成25年度から、障害特性を理解して適切な支援を行う職員の人材育成を行っため、強度行動障害支援者養成研修が開始されたため、虐待防止と支援の質の向上の観点から、施設、事業所の職員が研修を受講し適切な支援ができる体制の整備を報酬上評価するなど、研修の受講を進めための具体的な方策を検討すべきである。

→ 厚生労働省としては、今後とも引き続き、強度行動障害支援者養成のための体制づくりの施策を継続的に実施。



■通知

- 厚生労働省
 - (平成23年6月24日) 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の公布について(通知)
 - (平成24年9月24日) 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律等の施行について(通知)
- 警察庁
 - (平成24年9月5日) 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の施行を踏まえた障害者虐待事案への適切な対応について(通達)
- 文部科学省
 - (平成24年7月20日) 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の施行に向けた適切な対応の徹底について
 - (平成23年6月24日) 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律について(通知)

■事務連絡

- 障害保健福祉部
 - (平成22年9月21日) 障害者(児)施設等の利用者の権利擁護について
- 医政局
 - (平成24年9月28日) 障害者虐待防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の施行に伴う適切な対応について
- 雇用均等・児童家庭局
 - (平成24年10月1日) 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律等の施行に伴う同法第30条の保育所等における適切な対応について

■その他

- 市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応(自治体向けマニュアル)
- 障害者福祉施設・事業所における障害者虐待の防止と対応の手引き(施設・事業所従事者向けマニュアル)

- 使用者による障害者虐待の防止についての概要(リーフレット)
- 障害者虐待防止法に係る通報・届出窓口一覧(都道府県分)

■リンク

- 政府広報オンライン「お役立ち情報」「平成24年10月1日から『障害者虐待防止法』が始まります」
- 政府広報「中山秀征のジャパリズム」(ラジオ番組)「見過ごさない! 障害者への虐待」
- 政府広報「明日への声」(音声広報CD)「No. 3 虐待から障害者を守る「障害者虐待防止法」が平成24年10月1日から施行されます」
- 厚生労働省大臣官房地方課(使用者による障害者虐待)